



ことしも雪の降る時期を迎えました。除雪作業をスムーズに行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎除雪は原則、積雪20センチから町では、原則として積雪が20センチ以上となった場合に、町が管理する道路などを除雪します。ただし、坂道などの滑りやすい道路については、状況に応じて20センチ未満でも行う場合があります。

作業は、学校などの公共施設や仮設住宅のある地域の道路、交通量の多い道路を優先して行うため、すぐに除雪できない地区も出てきます。また、震災以降、毎年のように除雪エリアの変更が生じており、作業が遅れることがあります。町民の皆様のご理解をお願いします。

除雪は積雪20センチから 除雪作業にご協力を

解をお願いします。

◎路上駐車はやめてください
除雪作業で一番困るのが路上駐車です。除雪車が進行できなくなり、作業を妨げる原因となりますので絶対にやめましょう。

除雪車が通った後、玄関先などに除雪しきれなかった雪が残ることがあります。地域によっては人手不足などの問題もあると思いますが、道路の確保を優先して作業を行いますので、宅地入り口や歩道などは、皆さんで除雪をお願いいたします。

◎国道の深夜作業にご理解を
国・県道の除雪作業は、通勤や通学までに完了させるため、深夜から早朝にかけて行います。騒音や振動などで皆さんには多くのご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

◆問い合わせ

- ・町道：町建設課土木管理係
(☎82-3111 内線233)
- ・国道：三陸国道事務所宮古維持出張所 (☎62-15077)
- ・県道：宮古土木センター
(☎64-2221)

朝夕冷え込むこの季節 水道管凍結にご注意を

朝夕の冷え込みが一段と厳しくなり、水道管の凍結が心配な季節となりました。天気予報などを参考に、翌朝冷え込みそうなときは水道管の水抜きを行ってください。

◎水抜きの操作手順

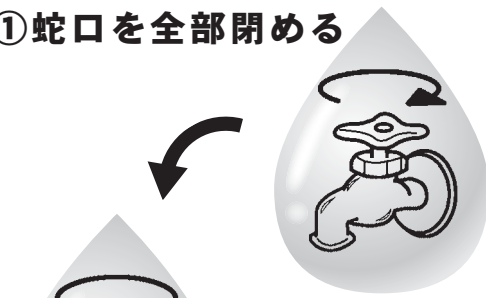
水抜きは①家中の蛇口を全部閉める②水抜き栓を完全に閉める③蛇口をいっばいに開ける——の順に行います。この際、水道管に水が残ったり漏水したりすることを防ぐために水抜き栓や蛇口の開閉はしっかり行いましょう。※仮設住宅の水抜き栓は、形式がそれぞれ違うので、県仮設住宅保守管理センター (☎0120-766-880) にご確認ください。

◎誤って水道を凍らせてしまったときは

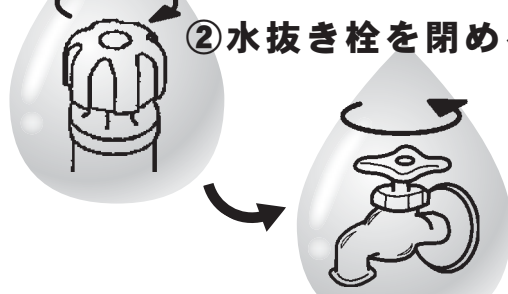
水道管 (保温管などは取り外す) や蛇口にタオルなどの布を巻き付け、上からゆっくりお湯を掛けて温めてみてください。解凍できないときは下記の工事店に依頼してください。

- ▷水道工事店 ▶(有)港建設 (☎84-3939) ▶鈴木設備 (☎82-3462) ▶(有)斎藤設備 (☎86-3373) ▶(有)木下建設 (☎82-2520) ▶篠澤管工業 (有) (☎84-3644) ▶(有)菊池重機 (☎84-3091) ▶(有)佐藤建業 (☎82-9832) ▶(株)越田工業 (☎

①蛇口を全部閉める



②水抜き栓を閉める



③①で閉めた蛇口を開ける



操作手順

- 82-0494) ▶(有)最上商店 (☎86-2622) ▶木村水道工事店 (☎82-2430) ▶(株)堀合建設 (☎82-5151) ▶サトー設備 (☎82-0126) ▶山田ガス (有) (☎82-2986)

◆問い合わせ 町上下水道課工務係 (☎82-3111 内線251、252) へどうぞ。

固定資産税に関する3つのお知らせ

償却資産を所有する方は 申告書の提出を忘れずに

固定資産税の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。対象となる資産は、事業に使用する機械などです。これまで申告のあった方には通知書を送付していますが、通知書が届いていない方や新たに事業を開始し初めて申告する方には、申告の用紙をお送りします。このたびはご連絡ください。

なお、廃業や転出された方も申告の必要があります。

■償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産は、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産で、土地および家屋以外の事業のために用いることができる次のような有形減価償却資産です。

▽課税の対象となる償却資産 ▼構築物（建物以外の構造物）▼機械および装置、船舶、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます）▼工具および備品など

■申告が必要な方

平成29年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している方です。

なお、申告書は資産の増減のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も提出して

ください。

■提出する書類

▽前年度以前に申告された方：増減申告（町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入してください）

▽初めて申告する方：全資産申告（すべての償却資産を申告してください）

▽廃業または転出された方：申告書に「廃業」「転出」などを記入のうえ提出してください。

■震災により代替取得等となった償却資産の特例

震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得、または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例が、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

■申告期限

平成29年1月31日（火）

土地や家屋の所有者が 亡くなった場合届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなった場合は、相続登記が完了するまでの間の固定資産税の納税の代表者を定めなければなりません。「相続人代表者指定届」により納税の代表となる方を決め、町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が無い場合、町で任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、

相続登記が完了するものではありませんのでご注意ください。

震災特例を受けるには 町へ届け出が必要ですよ

家屋を解体したときや固定資産税の震災特例を受けるときには届け出が必要です。忘れずに届け出をお願いします。

■家屋を解体・名義変更した場合

家屋を解体したときや売買や相続などで未登記家屋の名義を変更したときは、町税務課へ届け出が必要ですので、年末までに手続きをしてください。届け出が無い場合はそのまま課税となる場合がありますのでご注意ください。

なお、登記による移動がある場合、届け出は不要です。

■被災した固定資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。

被災代替住宅用地の特例については、住宅用地取得後すぐに住宅を建築しない場合に申告が必要です。

※被災代替償却資産の特例申告は、上記の固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆届出・申告先、問い合わせ 町税務課 資産税係（☎82-33111 内線113、114、118）へ。

◆固定資産税の震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対 象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続のあったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に①と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した場合は、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	平成33年3月31日		平成31年3月31日
適用期間	3年度間		4年度間



織笠保育園でバシャリ

おしらせ

山田町役場 ☎82 - 3111

町のホームページアドレス

<http://www.town.yamada.iwate.jp/>

町の新年交賀会 1月4日に開催

町では、新年交賀会を開催します。参加を希望する方は12月19日までにお申し込み下さい。

▷日時 来年1月4日(水)

午後3時～

▷場所 町中央公民館 2階小ホール

▷会費 2千円

◆申込先・問い合わせ 町総務課秘書係(内線413)へ。

書き初め大会に 皆さんご参加を

「やまだ新春書き初め大会」が開催されます。作品は来年1月10日から15日まで、町中央公民館で開催される「新春書道展」で展示されます。

▷日時 来年1月6日(金)

午前10時～正午

▷場所 町中央コミュニティセンター 2階集会室

▷課題 ▶小学1年生…『はつ日』▶小学2年生…『お正月』▶小学3年生…『初日の出』▶小学4年生…『光る未来』▶小学5年生…『豊かな海』▶小学6年生…『理想実現』▶中学1年生…『将来の夢』▶中学2年生…『創作意欲』▶中学3年生…『温故知新』

※一般の方は自由課題です。

▷持ち物 書道道具

※無い方には貸し出します。

▷参加費 無料

▷申込期間 12月15日～来年1月5日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課文化係(内線622)へ。

12月分の納税

町県民税…(第4期)

国民健康保険税…(第6期)

納期限…12月26日(月)
(口座振替日)

～忘れずに納付を～

被災をされた方へ 義援金交付します

東日本大震災で被災された皆さまへ義援金を交付します。対象者の指定口座に振り込みますので、改めて申請する必要はありません。また、対象者へ「災害義援金振込通知書」の個別送付は行いませんのでご了承ください。

▷振込日 12月19日

▷交付内容 ▶死亡・行方不明…1人につき1万3千円▶住宅の全壊…1世帯につき1万3千円▶住宅の半壊(大規模半壊を含む)…1世帯につき8千円

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係(内線147)へどうぞ。

古代の楽器を学ぶ 縄文の土笛づくり

町では「縄文の土笛づくり講座」を行います。遺跡から出土する古代の楽器について学び、当時の楽器の一つである土笛を作りませんか。

▷日程(全2回) ▶1回目…12月26日(月)午後1時半～3時半▶2回目…1月10日(火)午後1時半～3時半

▷場所 町中央公民館 2階小ホール

▷参加費 360円(材料費)

▷定員 10人程度

▷申込期間 12月15日～19日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課文化係(内線622)へ。

自衛官候補生を 随時募集します

防衛省自衛隊では29年4月採用の自衛官候補生(任期制自衛官)を年間を通して募集しています。試験期日や試験場所については、お問い合わせください。

▷応募資格 18歳以上27歳未満の男子

◆問い合わせ 自衛隊宮古地域事務所 ☎63-3881)へ。

町国保運営協議会 委員を募集します

町では、国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するための国民健康保険運営協議会委員(被保険者代表)を募集します。

▷募集人数 4人

▷応募資格 山田町国民健康保険の被保険者で、来年2月1日時点の年齢が20歳以上73歳未満の人

▷任期 2年間(平成29年2月1日～平成31年1月31日)

▷申込方法 町国保介護課窓口か役場各支所に備え付けの申込用紙に記入し申込先へ提出

▷申込期間 12月16日～26日

◆申込先・問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係(内線131～133)へどうぞ。

応急手当普及員 養成講習会開催

宮古保健所では、応急手当普及員養成講習会を行います。応急手当や心肺蘇生法などの普及に熱意のある方の受講をお待ちしています。

▷開催期間 来年2月1日(水)～3日(金)

▷時間 各日午前8時半～午後5時半

▷場所 宮古地区合同庁舎1階母子相談室(宮古市五月町)

▷内容 応急手当に関する講義および実技

▷受講料 無料

※次のテキストが必要なため、事前に購入するか、申し込みの際にテキストを購入する旨お伝えください…東京法令出版「身につけよう応急手当応急普及員講習テキストガイドライン2015対応」(販売価格:税抜4572円)

▷定員 20人程度

▷申込期限 来年1月13日

◆申込先・問い合わせ 宮古保健所管理課 ☎64-2218内線245)へどうぞ。

年末年始休業日 ご確認ください

年末年始の各施設、各業務の休業日をお知らせします。

◎ごみの収集業務

▷休業日 来年1月1日～3日
※宮古清掃センターと小山田最終処分場、リサイクルセンターもこの期間は休みます。

◆問い合わせ 町町民課環境衛生係(内線125)へどうぞ。

◎山田町斎場

▷休業日 来年1月1日

◆問い合わせ (株)JAライフセレモ宮古山田葬祭センター ☎82-4746)へどうぞ。

◎患者輸送バス

▷運休日 12月29日～来年1月3日

◎保健センター機能回復訓練室
▷休業日 12月29日～来年1月3日

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係(内線142)へ。

仕事やお金のこと 相談会を行います

◎出張相談会

▷日時 12月27日(火)

午前10時～正午

▷場所 町中央コミュニティセンター集会室

▷相談内容 仕事のこと、健康のこと、お金のことなど

◆問い合わせ 宮古市社会福祉協議会くらしネットみやこ相談室 ☎65-7046)へ。

町職員人事異動 (12月1日付)

◆総務課 ▷主事(水産商工課同) 佐藤裕史

◆農林課 ▷主事補(総務課同) 黒澤貴

◆町民課 ▷主事補(建設課同) 内田裕也

◆建設課 ▷主事(農林課同) 中村剛士

◆上下水道課 ▷主事補(総務課同) 村木祐太

Health Guide

各種相談、健診、予防接種の問い合わせは、
町健康福祉課健康づくり係(☎82-3111内線
143、145)へお気軽にどうぞ。

保健だより

◆ 1月の乳幼児健診

場所：保健センター

名 称	期日	受付時間	対 象 者
3 カ月 児 健 診	24日	午後0時40分 ～1時	平成28年9月1日 ～9月30日生まれ
6 カ月 児 健 診	24日	午後1時10分 ～1時30分	平成28年6月1日 ～6月30日生まれ
10 カ月 児 健 診	24日	午後1時40分 ～2時	平成28年3月1日 ～4月10日生まれ
3 歳 児 健 診	10日	午後0時50分 ～1時10分	平成25年9月5日 ～10月21日生まれ

- 持ち物 母子健康手帳、問診票、バスタオル
- 対象者には事前に通知しますが、該当月に受けられなかった場合は他の月でも受診できますので、必ずおいでください。
- ※乳幼児の定期健診時に、対象月齢以外のお子さんに関する育児相談も受け付けています。希望する人は、事前に町健康福祉課検診推進係（内線144）へご連絡ください。

◆ 1月のすくすく広場

期日	場 所	時 間	対 象 者
11日	町中央コミュニ ティセンター和室	午前10時 ～11時45分	幼稚園や保育園に入 所していない乳幼児 とその親、祖父母
25日			

- すくすく広場は、未就園児親子が交流する場です。参加を希望する人は、直接会場へお越しください。

◆問い合わせ 子育て支援センター(☎82-6099)へどうぞ。

◆ 1月の赤ちゃんランド

期日	場 所	時 間	対 象 者
18日	町中央コミュニ ティセンター和室	午前10時 ～11時半	3 カ月～1 歳未満の 子どもとその保護者

- 赤ちゃんランドは、1歳未満のお子さんを持つ保護者同士が交流する場です。参加を希望する人は、バスタオル、おむつ、着替え、飲み物をお持ちになり、直接会場へお越しください。

◆問い合わせ 子育て支援センター(☎82-6099)へどうぞ。

◆各種予防接種の実施医療機関

実施場所	所 在 地	電話番号
後 藤 医 院	長崎四丁目12-10	82-6690
近 藤 医 院	飯岡9-23-1	82-3328

- ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、四種混合、不活化ポリオ、二種混合、麻しん風しん混合、BCG、水痘、日本脳炎、B型肝炎の予防接種を随時行っています。希望する人は、各医院へお申し出ください。

◆ 1月の精神保健相談、こころの相談室

名 称	開 設 日	時 間	場 所
精神保健相談	12日	午後1時半～	宮古保健所
こころの相談室	24日	午前10時～	宮古地区合同庁舎 1階 一般相談室

- 「精神保健相談」と「こころの相談室」では、ストレスやうつ状態、不眠、不安、いらいらなどの心の悩みに専門の医師が対応します。相談を希望する人は、1週間前までに町健康福祉課健康づくり係（内線143）へお申し込みください。

今冬もノロとインフルエンザにご注意を

●ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう

昨年に全国で発生した食中毒は1202件。そのうちノロウイルス食中毒は481件、患者数は1万4876人で、食中毒の原因としては全体の4割を占め最も多くなっています。県内でも、ノロウイルスを原因とした食中毒が昨年には8件発生し、ことしは9月末時点ですでに4件発生しています。

【ノロウイルスによる食中毒を予防するために】

- 加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱を。
- 食品取扱者や調理器具などからの二次汚染の防止を。
- 手洗いを徹底し、清潔なタオルを使用しましょう。
- 嘔吐物や糞便などの汚物の処理は適切にしましょう。

◆問い合わせ 宮古保健所環境衛生課食品医薬品チーム(☎64-2218)へどうぞ。

●インフルエンザが流行しています

毎年、秋から冬にかけては、インフルエンザの流行シーズンです。県内では、学級閉鎖、学校閉鎖に陥る事態にもなっており、本町でも注意が必要です。

【インフルエンザを予防するために】

- 正しくこまめに手洗いをしましょう。
- 予防接種を受け、感染する可能性を減らしましょう。
- 健康管理をしっかり行い免疫力を高めておきましょう。
- 適度な湿度（50～60％）を保ちましょう。
- 人込みや繁華街への外出を控えましょう。

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係(内線142)へ。

◆ 1月の健康2倍デー

時間：午前10時～正午

期日	場 所	内 容
12日	町中央コミュニ ティセンター和室	ちよび塩クッキング教室（たらのねぎ味噌焼き、白菜とわかめのごま酢和え）
19日	町中央コミュニ ティセンター和室	心が喜ぶ12のヒント（長寿を極めた先人たちの生活法に関する講話）
12日 26日	保 健 セ ン タ ー 2 階 ホ ー ル	きっかけ運動教室（手軽にできる健康のための運動） ※12日は午後1時半～3時半

- お申し込みは、前日までに町健康福祉課健康づくり係（内線145）へどうぞ。

◆骨髄ドナー登録

期日	受付時間	場 所
1月10日	午後1時～2時	宮古保健所

- 骨髄ドナー登録にご協力いただける方は、前日までに宮古保健所(☎64-2218内線249)へお申し込みください。

◆エイズ相談・検査、肝炎、性感染症検査

期日	受付時間	場 所	検査手数料
1月10日	午後4時～6時半	宮古保健所	無 料

- エイズに関する相談（随時）とHIV抗体検査、B型・C型肝炎ウイルス検査、性器クラミジア感染症検査を行っています。検査は匿名で受けられます。前日までに宮古保健所(☎64-2218内線249)へお申し込みください。